

2022年度 事業計画

I. 公益財団法人前田教育会の財産運営について

1. 財産預金（定期預金）の管理及び運用状況

財産預金の管理及び運用は、定款に従い理事長が行うものとなっています。

- ・基本財産預金 300,000 千円
- ・特定資産（基金） 128,095 千円
- ・特定資産（基金）の管理状況

各年度末	取崩額（千円）	（基金）残高（千円）	備 考
H24 年度初		305,600	公益認定登記完了
H 2 4	13,755	291,845	
H 2 5	15,500	276,345	
H 2 6	19,000	257,345	照明ボーダーケーブル 和室空調更新（3 台） ピンマイク受信チューナー
H 2 7	16,150	241,195	事務室空調更新
H 2 8	13,100	228,095	
H 2 9	18,000	210,095	講座室空調更新（2 台） トイレ一部洋式化
H 3 0	17,000	193,095	高圧ケーブル更新
H 3 1	18,000	175,095	ロビー空調設備更新
R 2	16,000	159,095	誘導灯 LED 対応 パソコン更新
R 3	17,600	141,495	玄関タイル・テラス改修工 事
R 4	13,400	128,095	
	取崩累計額 177,505		

基本財産預金 300,000 千円並びに特定資産の基金については、大阪市の永和信用金庫へ定期預金として預入れ、一般市中金利を上回る高利をもって運用しておりました。

しかし、金融市場情勢により、高利率を維持することが困難との対応から、昨年度より、満期到来した定期預金の預入利率は引き下げ（年利率 0.75%→0.50%）となりました。

因って、運用利息減少のため、経費の節減を図りながらも、財源不足は、特定資産（基金）の取り崩し補填を講じざるを得ません。

今後、更なる引き下げも覚悟しなければならない状況となっており、法人として、財産運営上の対応策を慎重に考える事が急務となってきました。

- ・特定資産（文化振興事業積立金） 1,182 千円

特定資産の文化振興事業積立金については、北伊勢上野信用金庫へ預入れをしています。各金庫の経営の健全性、安全性を示す自己資本比率は、永和信用金庫は 10.56%、北伊勢

上野信用金庫は 8.97%（両金庫共 2021.3 月末）で、両金庫共国内基準の 4%以上を大幅に上回り、安心できる水準を維持しています。

II. 公益事業

1. 奨学金の給付に関する事業

（1）奨学金給付対象者 大学等進（在）学生 4 名（内新規 1 名、継続給付 3 名）

奨学金給付額 960 千円（1 人年額 240 千円）

新規奨学生の採用は、提出された給付願手続を基に選考委員会において審議し、選考を経て、理事長が決定します。

継続給付については、学業成績証明書及び生活状況報告書を提出するものとし、選考委員会の熟議を経て、理事長が決定します。

切磋琢磨に努め、国並びに地方、わけても故郷の活性化とその発展のため、地域づくりに貢献でき得る人材養成を期待するものであります。

奨学生の指導については、学術文化、社会経済、その他各般にわたる諸問題につき情報交換を行います。

奨学生（現役・卒業生）と当法人関係役職員との交流にも共通するとして、奨学生の当会自主事業への参加、協力の機会を設け「繋がり」をより一層強く築いていきます。

2. 芸術文化の振興に必要な生涯学習講座の主催、施設の貸与、並びに維持管理に関する事業

（1）自主事業としての企画・活動を行います。

常設展示場（会館ロビー壁面及びガラスケース）に於いては、伊賀地区公立高校の協力により、高校生の部活動での制作品を展示します。

地域の方をはじめ、来館者が若人の感性に触れる機会になると考えます。

（2）前田教育会館は、地域住民の生涯学習の場として広く開放し、芸術文化を通じて、住民相互の融和を図り、地域の活性化に繋げようとする施設です。

（3）施設、備品等の老朽化に必要な対応、また適時適切な補修を行います。

（4）5 周年記念事業に顕彰事業として取組んだ「田中善助伝記」の販売。

III. 収益事業

1. 施設の貸与に関する事業

（1）商業宣伝、営業またはこれらに類する目的の利用者への貸与を行います。

IV. その他

1. 寄附金の募集

ホームページ上に掲載

2. 各種会議の開催

（1）理事会

定時理事会 5 月、2023 年 2 月

臨時理事会

（2）評議員会

定時評議員会 6 月

臨時評議員会 2023 年 3 月

(3) 選考委員会

第 3 4 期生奨学金給付選考委員会 5 月

(4) 文化振興事業運営委員会

事業の企画運営について検討 年 6 回（奇数月）

3. 伊賀市地域防災計画に定める指定避難所

2012 年 4 月 1 日、災害時における避難場所に伊賀市より指定を受けた。

対象地域は大谷地区、府中地区の一部。